

## 他都市の地域コミュニティ活性化に向けた取組

## 1 福岡市「自治協議会の設立を中心とする住民主体のコミュニティづくりの支援」

## 市の概要（平成20年10月1日現在）

面積：340.96km<sup>2</sup>

行政区数：7区

人口：1,437,718人

19年転出者数	112,272人	（うち市外への転出	73,408人）
” 転入者数	117,390人	（うち市外からの転入	78,512人）

世帯数：684,717世帯

世帯数の推移（平成17年国勢調査）

年次	世帯数（世帯）	増減数（世帯）	増減率（%）
平成 2	483,712	51,807	12.0
7	539,488	55,776	11.5
12	594,861	55,373	10.3
17	632,653	37,792	6.4

## (1) 経過

少子長寿化の進行や社会経済情勢の変化，都市化の進展や生活スタイルの多様化などに伴い，従来あった地域の連帯性，共同性などの結びつきが薄れつつあった。

福岡市では，非常勤特別職の公務員である「町世話人」を通じて地域への行政情報の伝達や協力を依頼していたが，社会経済情勢の変化などに対応して，町世話人業務が順次減少していく一方で，福祉，子育て支援への対応や防犯・防災のまちづくりなど，これまで以上に行政と地域コミュニティ全体との協働によるまちづくりの推進が必要となっていた。

## (2) 市の取組

## 市民と行政のパイプ役を担う「町世話人制度」の廃止と小学校区単位の「自治協議会」の設立

- 市民と市政とのパイプ役を担う「町世話人制度」を16年3月で廃止するとともに，自治会・町内会などの自治組織を市政のパートナーとして連携を図ることとし，できるだけ多くの住民の参加の下に，校区での様々な事柄を協議し，活動を行い，校区を運営していくための組織として「自治協議会」の設立を平成16年4月から開始した。

（平成21年1月現在：144校区 / 149校区で設立）

- 組織構成は自治会・町内会と各種団体（交通安全推進委員会，体育振興会，女性協議会，衛生連合会 等）を包括したものである。

## 自治協議会への補助金の交付「活力あるまちづくり支援事業」

- 従来，各種団体ごとに交付していた9つの事業補助金を一本化し，校区全体で自主的に取り組む事業に活用できる補助金を創設し，自治協議会へ交付している。

### 区役所と公民館のコミュニティ支援体制の強化

- ・平成16年4月に区役所に「コミュニティの総合窓口」となる地域支援部を創設するとともに、校区担当職員を配置した。
- ・小学校区ごとに設置されている公民館をコミュニティづくりの「核」となる施設と位置づけ、自治協議会の活動等に施設を提供する等、地域コミュニティ活動の支援を行っている。

### 「市民公益活動推進条例」の制定

- ・市民、市民公益活動団体（自治会・町内会等の自治組織やNPO、ボランティアグループなど）、事業者、学校及び市が、それぞれの立場や役割を理解し合いながら連携・協力して市民公益活動の活性化を図り、それによって共働によるまちづくりを推進するための「市民公益活動推進条例」を制定している。

（福岡市の参考資料）

【参考資料1 自治会活動ハンドブック（平成18年3月 福岡市）】

【参考資料2 福岡市市民公益活動推進条例施行PRチラシ及び条文】

## 2 宝塚市 「まちづくり協議会」の設置

### 市の概要（平成20年10月1日現在）

面積：101.89km<sup>2</sup>

人口：223,043人（19年転出者数10,583人，転入者数11,557人）

世帯数：89,206世帯

世帯数の推移（平成17年国勢調査）

年次	世帯数（世帯）	増減数（世帯）	増減率（%）
平成 2	67,922	5,336	8.5
7	71,363	3,441	5.1
12	79,131	7,768	10.9
17	85,098	5,967	7.5

#### (1) 経過

宝塚市が誕生した昭和30年当時は、伝統的な村落コミュニティが存在したが、その後約30年間の急激な都市化に伴う人口急増や社会変動などにより、青年団や消防団の消滅など地域組織の活動の低下が見られた。そこで市民から新たなコミュニティ政策を待望する風土が生じていた。

#### (2) 市の取組

##### 「まちづくり協議会」の設置

- ・平成5年から、コミュニティ活動がさらに活発に、より効果的に繰り広げるための核となる組織として、概ね小学校区に「まちづくり協議会」の設置を開始し、平成11年に市内全域に20の協議会が設立された。
- ・組織構成は、従来の自治会を中核とし、ボランティアグループや目的別団体の参加できる市民横断的な連帯組織としている。

**(参考) 宝塚市のコミュニティ行政の基本的考え方 (宝塚市HPから抜粋)**

従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動が更に充実することを目指し、人口約1万人の概ね小学校区に、個人が尊重され、民主的で開放的な新たなコミュニティ活動ができるよう支援します。

市民主体・自己決定による「まちづくりの住民協議体」であること。

子どもでも高齢者でも参加できる距離を重んじ、概ね小学校区単位であること。

総合計画・都市計画を含む行政計画(まちづくり)への参加のしくみを目指すこと。

組織づくりは自治会を中核とするほか、あらゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる市民の横断的連帯を目指すものであること。

行政は市民主体を尊重しつつ、住民活動の施設整備や活動助成金で支援します。

既存の自治会活動を尊重しつつ、自治会との連携により、ともに民主的な役割分担を目指すこと。また、より大きなエリア(7つの領域)でのコミュニティどうしの相互連絡をめざすこと。

急速な変革ではなく、現実的に一歩ずつ進む地道な取り組みが肝要であること。

**まちづくり協議会への活動補助**

- ・ まちづくり協議会の活動資金として、「宝塚市まちづくり協議会補助金」の他「宝塚市協働のまちづくり公募補助金」の活用や県の公募補助金事業の活用など、財源の確保に努めている。

**「まちづくり基本条例」の制定**

- ・ 市のまちづくりの基本理念を明らかにし、市民と市が協働のまちづくりを進めるための基本的な原則を定める「まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりの基本理念、市の責務、市民の権利と責務等を明らかにしている。

(宝塚市の参考資料)

【参考資料3 宝塚市 自治会とまちづくり協議会の役割と地域活動の概容】

【参考資料4 宝塚市まちづくり基本条例】